

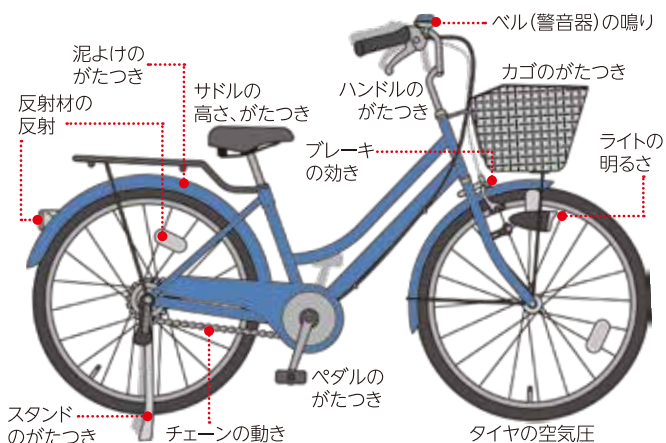


事業者の責任です！

従業員の安全で適正な自転車利用

点検整備を実施しましょう

事業用に使用する自転車は適切に点検整備しましょう。また、年に一回程度は自転車店等で点検整備してもらいましょう。



駐輪場所の確保・確認

● 自転車でお店や事業所を訪れる顧客等に対して
・駐輪場所の確保や、駐輪場の案内等をし、駐輪場の利用を勧めてください。

● 自転車通勤をする従業員がいる場合

・事業者自らが駐輪場所を確保するか、従業員に対して駐輪場を利用していることを契約書等の書面で確認しなければいけません。自宅から最寄駅までの自転車利用者も確認対象です。
・自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認するように努めなければなりません。また、確認ができないときは、加入に関する情報を提供するように努めなければなりません。



自転車利用中の対人賠償事故に備える保険等※に加入している必要があります!! (令和2年4月1日～)

● 業務中の自転車の利用によって生じた対人賠償事故に備える保険等に加入しなければなりません。

業務で自転車を利用中に起こした事故は、個人賠償責任保険では補償されません。事業者が事業用の賠償責任保険に加入する必要があります。

※自転車の利用によって生じた損害を賠償するための保険・共済

● 自転車を利用して通勤する従業員がいる場合は、自転車通勤者が保険等に加入しているかを確認しましょう。保険等に未加入の場合は、保険等への加入について情報提供しましょう。



高額賠償事例

赤信号を無視した40歳代会社員男性の自転車が、道路を横断中の女性(当時75歳)に衝突し、女性は転倒して、頭を強打、5日後に死亡した事例において、男性に約4,700万円の損害賠償の支払いが命じられました。(東京地方裁判所、平成26年1月28日判決)

ルール マナーの周知徹底をお願いします

傘差し運転は禁止されています

● 傘を差し、物を担ぎ、物を持つ等視野を妨げ、又は安定を失うおそれのある方法で、自転車を運転してはいけません。

● 傘を差して運転すると、バランスが崩れやすくなったり、前方が見えにくくなることもあるほか、片手運転になってしまい、危険です。

● レインコートを着用しましょう。



ヘルメットをかぶりましょう

● 自転車乗用中に交通事故で亡くなった方の約7割(※)は頭部損傷を主因として亡くなられています。

※平成26～平成30年の自転車事故死亡者の67.5%が頭部に致命傷を負っています。

● 東京都自転車安全利用条例第19条では、ヘルメット等の交通事故の被害を軽減する器具を利用するよう努めるものとされています。



自転車安全利用推進事業者制度

- 平成29年2月に改正「東京都自転車安全利用条例」が施行され、自転車安全利用推進者を選任し、従業員に対する自転車の安全利用に関する研修や情報提供などの必要な措置を講ずることが、事業者の努力義務となりました。【第14条の2】
- 自転車安全利用推進者の選任対象事業者
(1)人の移動、貨物の運送等の手段として自転車を使用している事業者
(2)その他の事業者で従業員が通勤等で自転車を利用している事業者
- 東京都では、この条例に基づいた取組を行う各事業者を支援するため、「自転車安全利用推進事業者制度」を開始しています。



優良推進事業者

- 自転車安全利用推進者を選任
- 年1回以上、自転車安全利用に関する研修を実施
- 自転車の安全利用に関する規定を社内で整備

申請書 → 都の認定

東京都の支援内容

- ・定期的な情報提供
- ・自転車安全利用TOKYOセミナーの優先受講
- ・自転車安全利用推進事業者が行う研修への講師派遣等
- ・自転車安全利用推進事業者による自転車安全利用に向けた取組状況を東京都ホームページに掲載
- ・知事感謝状贈呈の選考対象

一般推進事業者

- 自転車安全利用推進者を選任

届出書

東京都の支援内容

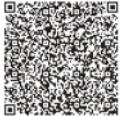
- ・定期的な情報提供
- ・自転車安全利用TOKYOセミナーの優先受講
- ・自転車安全利用推進事業者が行う研修への講師派遣等

本制度について、詳細は交通安全課まで。
電話：03-5388-3124
eメール：
S1060104@section.metro.tokyo.jp

「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」(本文中は「東京都自転車安全利用条例」と表記)では、自転車損害賠償保険等への加入やヘルメットの着用などの規定を設けています。詳細は交通安全課まで。

令和3年3月発行 自転車安全利用普及啓発リーフレット (編集発行)東京都都民安全推進本部交通安全課 お問い合わせ 電話 03-5388-3124・3127

東京都 自転車条例 検索



●自転車安全利用推進事業者届出書 (S1060104@section.metro.tokyo.jp宛てに送信して下さい。)

事業者名			
代表者氏名			
所在地	〒		
連絡先	電話	Eメール	
自転車利用者数	通勤・業務を含め	<input type="checkbox"/> 10名以上	<input type="checkbox"/> 10名未満
自転車安全利用推進者	役職	氏名	選任年月日

●研修・事業者内規則

事業者内研修の実施	年	月	実施 ※別途「研修等実施報告書」をご提出ください。
事業者内規則の制定	年	月	制定 ※自転車通勤等に関する社内規則を制定している場合は、送付をお願いします。

●自転車安全利用TOKYOセミナー(年8回開催予定)

事業者が従業員に対して研修を行うための基礎知識を学べます。研修を模したグループワークのほか、参加者には研修用DVDを提供します。日程などの詳細については、交通安全課のホームページでお知らせします。

受講を
希望する 希望しない

希望月に○をつけてください。 5月 6月 7月 9月 10月 11月 12月 1月